



## (協議会)

**第五条** 観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県

二 一般社団法人、一般財團法人、特定非営利活動法人その他の観光圏整備事業の推進を図るためにふさわしい者として規定する特定非営利活動法人その他の観光圏整備事業を主務省令で定めるもの

三 前二号に掲げる者のほか、観光圏整備事業を実施すると見込まれる者

四 関係する住民、学識経験者その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者

五 第一項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県は、同項に規定する協議を行ふ旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならぬ。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（観光圏整備計画の作成等の提案）

第六条 次に掲げる者は、市町村又は都道府県に対して、観光圏整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る観光圏整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

1 前項第二号に掲げる者その他観光圏整備事業を実施しようとする者

2 住民その他の観光圏整備事業に関し利害関係を有する者

3 前項の規定による提案を受けた市町村又は都道府県は、当該提案に基づき観光圏整備計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、観光圏整備計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（観光圏整備事業の実施）

**第七条** 第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。

2 観光圏整備実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光圏整備事業の目標及び内容（滞在促進地区において実施するものにあつては、その旨を含む。）

二 観光圏整備事業の実施時期

3 観光圏整備事業を実施しようとする者は、観光圏整備実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村又は都道府県の意見を聴かなければならない。

4 観光圏整備事業を実施しようとする者は、観光圏整備実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村又は都道府県に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、観光圏整備実施計画の変更について準用する。

（観光圏整備実施計画の認定）

**第八条** 観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村又は都道府県を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村又は都道府県は、当該観光圏整備実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。

四 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係る全ての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

五 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確實に選任すると認められること。

6 國土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村又は都道府県に通知するものとする。

7 第三項の認定を受けた者（以下「認定観光圏整備事業者」という。）は、当該認定に係る観光圏整備実施計画を変更しようとするときは、共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 認定観光圏整備事業者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、第五項の変更の認定について準用する。

9 国土交通大臣は、第三項の認定に係る観光圏整備実施計画（第五項の変更の認定又は第六項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定観光圏整備実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定観光圏整備事業者が認定観光圏整備実施計画に従つて観光圏整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特例）

**第九条** 市町村又は都道府県が、観光圏整備計画において、第四条第二項第五号に掲げる事項に、農山漁村交流促進事業に関する事項を定めた場合において、同条第七項の規定により当該観光圏整備計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第七条第一項の規定による活性化計画の提出があつたものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「事業等」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第四条第六項に規定する農山漁村交流促進事業」とする。

（認定観光圏案内所）

**第十条** 観光圏整備事業を実施しようとする者が、観光に関する情報提供の充実強化に関する事業であつて観光案内所を運営するものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた場合において、認定

観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するときは、当該観光案内所の名称として、認定観光圏案内所という名称を用いることができる。

2 何人も、認定観光圏案内所でないものについて、認定観光圏案内所という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

#### (国際観光ホテル整備法の特例)

**第十一條** 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて滞在促進地区において国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項に規定する登録ホテル業又は同法第十八条第二項に規定する登録旅館業を當むものが、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業であつて宿泊約款の変更を伴うものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画に従つて当該事業について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十一条第一項後段（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定による届出をしたものとみなす。

#### (旅行業法の特例)

**第十二条** 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて滞在促進地区において旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を當むものの（旅行業法第三条の登録を受けた者を除く。）が、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図るために実施する旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、当該観光圏内の旅行（宿泊者の滞在の促進に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）に關し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務（以下単に「旅行業務」という。）の取扱いに係る契約を締結する行為を行うもの（以下「観光圏内限定旅行業者代理業」という。）に関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて観光圏内限定旅行業者代理業を実施するに当たり、同法第三条の旅行業者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下「観光圏内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

- 一 観光圏内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識
- 二 観光圏内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識

**三 旅行業法第十二条の二第一項に規定する旅行業者等**（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

**4 観光圏内限定旅行業者代理業者は、その営業所、旅行業法第十二条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、観光圏内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。**

（一） 旅行業法第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しないこと。

（二） 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における旅行業務に關し旅行業法第十二条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

#### (共通乗車船券)

**第十三条** 観光圏整備事業を実施しようとする者が、観光旅客の移動の利便の増進に関する事業であつて観光圏内を移動する観光旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条

件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行ふものに関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第三項後段若しくは第三十六条後段、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十二条第二項、道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第九条第三項後段、海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第七条第一項後段（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）又は航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五百五条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

#### (道路運送法の特例)

**第十四条** 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて道路運送法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を經營するものが、観光旅客の移動の利便の増進に關する事業であつて運行回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに關する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十五条第一項の認可を受けなければならぬときは、これらの規定若しくは同法第十五条の三第二項の規定による届出を行わなければならないときは、これらの規定にかかるわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### (海上運送法の特例)

**第十五条** 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を當むものが、観光旅客の移動の利便の増進に關する事業であつて運航回数の増加その他の国土交通省令で定めるものに關する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて当該事業を実施するに当たり、同法第十二条の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同法第二項の認可を受けなければならないときは、これらの規定にかかるわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

#### (認定観光圏整備事業の実施に係る勧告等)

**第十六条** 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画に定められた観光圏整備事業が実施されないと認めるときは、当該観光圏整備事業を実施すべき者に対し、その実施を要請することができ

る。

2 市町村又は都道府県は、認定観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業（以下「認定観光圏整備事業」という。）について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないと認めることは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくてその要請に係る認定観光圏整備事業を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定観光圏整備実施計画に従つて当該認定観光圏整備事業を実施すべきことを勧告することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

#### (報告の徵収)

**第十七条** 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定観光圏整備事業者に対し、認定観光圏整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

#### (認定観光圏整備事業者による提案等)

得られた知見に基づき、当該認定観光圏整備実施計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、政府の観光圏の整備による観光旅客の來訪及び滞在の促進に關する施策の改善についての提案をすることができる。



(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第六条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（第十五条第一項）を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の十九の改正規定（第十五条）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（第十五条第一項）を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（第八条第一項）を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（第二十三条）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日